

受注者 各位

山田町長 佐藤 信逸

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、各現場に応じた感染予防対策を講じていただいているところですが、今般、11都府県（東京都、大阪府、京都府、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、兵庫県、福岡県）を対象として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われました。

山田町が発注する工事等の受注者におかれましては、こうした状況を考慮いただき、今後の施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について、次のとおり適切な対応をいただきますようお願いいたします。

また、本町が発注した工事等においては、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととしておりますのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

#### 記

- 1 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版））及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底等をお願いしたいこと。